

ID: 165

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	許可手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第31条		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (許可手数料) 第31条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。 (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円 (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000円 (3) 一般廃棄物処理業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者 6,000円 (4) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日